

西京極総合運動公園におけるキッズエリア等設置業務委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

西京極総合運動公園におけるキッズエリア等設置業務（以下「本業務」という。）委託

2 目的

西京極総合運動公園は、京都府内随一の規模のスポーツ施設が集積しており、休日は競技団体の大会・試合利用で年間を通じて高稼働・飽和状態であるが、それ以外での目的での来訪・集客が少ない状況である。

このため、同公園の賑わい創出のためには、スポーツの拠点としてのみならず、多様な活用が図られることで、多くの市民が気軽に訪れ、楽しむことができる公園にしていく必要がある。

本業務は、同公園内に子育て世代をはじめとする幅広い世代の市民が憩い、集える場を設けることを目的として、特に子どもを対象としたキッズエリア等の設置を委託するものである。

3 業務対象箇所

(1) 所在地

京都市右京区西京極新明町

西京極総合運動公園内 わかさスタジアム京都及びその周辺（別紙参照）

(2) 概要

対象箇所は、交通アクセスにも優れた、京都府内の競技スポーツの一大拠点である西京極総合運動公園の中でも、阪急西京極駅に近く、入退場者も多い場所である。

（参考）阪急側出入口の入場者概数（令和6年5月実績）

平日1日平均：約2,000人、土日祝1日平均：約4,000人

4 履行期間

契約の日から令和7年3月7日（金）まで

第2章 業務内容

1 わかさスタジアム京都外野席及びトイレの改修

わかさスタジアム京都の外野席を利用のない日を中心に子どもたちに開放するに当たって必要となる改修等を行うとともに、外野席東側のトイレ（箇所は別紙参照、以下「トイレ」という。）についても子育て世代や子どもが安心して利用できるよう、洋式化や美装化等、改修を行うこと。改修に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) トイレについては、園路から自由にベビーカー等でも利用できるよう、段差解消等行うこと。
- (2) トイレの穴数は特に定めない。提案者において最適と想定される穴数を提案すること。

- (3) 外野席については、東半分を開放するものとし（範囲については別紙参照）、トイレとともに園路から自由に出入りできるようにすること。ただし、西半分の外野席及び野球場における大会時等は東半分についても非解放とすることから、それぞれの箇所において、可動式の柵等で区切れるようにすること。
- (4) トイレ外壁に以下の内容を記載した銘板を取り付けること。銘板については、取り付け前にイメージを作成し、本市の承認を得ること。
 - ＜銘板内容＞
 - このトイレはわかさスタジアム京都におけるネーミングライツの財源を活用して整備しました。
 - 株式会社わかさ生活のキャラクター「ブルブルくん」等のイメージ（イメージデータは提供予定）
- (5) 搬入、設置、配線、調整等について係る費用については全て見積もりに含むこと。また、この仕様書に記載がなくても、稼働上当然必要となるものは含めて見積りすること。

2 わかさスタジアム京都周辺におけるキッズエリア等設置

わかさスタジアム京都周辺の樹木帯等（範囲については別紙参照）を活用し、子どもをはじめとする幅広い世代の市民が憩い、集える場となるような提案を行い、設置すること。設置等に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 園路等を除く通行に支障のない範囲に設置すること。なお、設置する箇所において、必要があれば樹木の伐採を行ってもよい。
- (2) 公園遊具を設置する場合、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（一社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」の最新版に準拠し、安全に利用できるようにすること。
- (3) 公園東端は河川管理用の出入口がある。当該箇所に設置する場合、出入りに支障がないようにすること。
- (4) 設置箇所に以下の内容を記載した銘板を取り付けること。銘板については、取付前にイメージを作成し、取付箇所も含めて本市の承認を得ること。
 - ＜銘板内容＞
 - （設置箇所）はわかさスタジアム京都におけるネーミングライツの財源を活用して整備しました。
 - 株式会社わかさ生活のキャラクター「ブルブルくん」等のイメージ（イメージデータは提供予定）
- (5) 搬入、設置、配線、調整等について係る費用については全て見積もりに含むこと。また、この仕様書に記載がなくても、稼働上当然必要となるものは含めて見積りすること。

第3章 業務の実施

1 業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、業務着手に先立ち、本市と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次本市と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに書面により報告を行うこと。
- (3) 設置に当たっては、事前に本市に連絡しその指示に従うこと。また、設置に

際しては細心の注意を払い、施設等に損傷を与えないこと。万一、損傷を与えた場合は受託者の責において復旧すること。

- (4) 機器の不良、不備による補修又は取替えを行う場合は本市に充分説明し、その了承を得たうえで、適宜必要な処置を行うこと。
- (5) 検査合格については、本市及び施設管理者等関係者の立会いのうえ、確認を行うこと。検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。
なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。
- (6) 本業務の遂行に当たっては、本市、施設管理者及び関係機関等と連携を図り、管理に支障がないような内容となるよう、調整すること。
- (7) 業務完了後、以下の書面を提出すること。
 - ア 改修や設置にかかる図面（書面及び可能であれば **PDF** 等閲覧用データ）
 - イ 完了通知書
 - ウ 納入届
 - エ 請求書
 - オ その他、本市が指示するもの

2 その他

- (1) 法令順守
本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 業務の完了について
受託者は、委託期間内に本市が認める業務が完了しない場合、本市と協議のうえ、代替方法を検討し、必要な環境を整えること。なお、それに係る費用は受託者が負担すること。また、利用方法の説明を行い、本業務の完了とすること。
- (3) 資料提供
受託者には、参考として、本市が所有している図面等、各種データを可能な範囲で提供する。
- (4) 秘密の保持
受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
- (5) その他
この仕様書の定めがない事項が生じた場合やこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議を行い、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。

業務対象箇所

別紙

